

安保法制下の自衛隊

～踏み越える専守防衛～

作成者：半田 滋

防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画
(2018年12月18日 国家安全保障会議決定、閣議決定)

初めて「国益」という言葉が登場
大綱は76大綱、95大綱、04大綱、10大綱、13大綱と5回にわたり
制定されたが…

↓↓↓

過去、一度も「国益」という言葉はなかった。

18大綱での表現ぶり

我が国は、これまでに直面したことのない安全保障環境の中でも、国民の生命・身体・財産・領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くといった、国家安全保障会議に示した国益を守っていかなければならない。

国家安全保障会議

(2013年12月4日 設置を閣議決定)

首相、官房長官、外務相、防衛相の4大臣会合を常設
設置に合わせて特定秘密保護法を制定

国家安全保障戦略(外交、防衛政策)で守るべき「国益」とは…

▽我が国自身の主権・独立を維持し、領域を保全し、我が国国民の生命・
身体・財産の安全を確保すること

▽豊かな文化と伝統を継承しつつ、自由と民主主義を基調とする我が国の
平和と安全を維持し、その存立を全うすること

▽経済発展を通じて我が国と我が国国民の更なる反映を実現し、安定性及
び透明性が高く、見通しがつきやすい国際環境を実現していくこと

▽自由な交易と競争を通じて経済発展を実現する自由貿易体制を実現し、
我が国の平和と安全をより強固なものとする

▽自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やル
ールに基づく国際秩序を維持・擁護すること

「防衛計画の大綱」の推移

76大綱 「基盤的防衛力」

89冷戦終結、91ソ連崩壊・湾岸戦争、95阪神大震災・地下鉄サリン事
件

95大綱 「地域の安定に寄与」(存在から機能する自衛隊へ)

98北朝鮮テポドン発射、01米同時多発テロ・アフガン攻撃、03イラク
戦争

04大綱 「多機能・弾力的防衛力」(対テロへの自衛隊活用)

06～北朝鮮が核実験・ミサイル試射、09民主党政権

10大綱 「動的防衛力」(南西防衛・島しょ防衛)

11東日本大震災・福島第一原発事故、12尖閣国有化・日中対立

13大綱 「統合機動防衛力」米軍との連携、中国の台頭

14集団的自衛権行使容認の閣議決定、15日米ガイドライン改定・安
保法制、17トランプ政権、18南北・米朝首脳会談

18大綱 「多次元統合防衛力」

事実上の専守防衛の放棄、強力な日米一体化

1 8 大綱の特徴

政権発足1年後の2013年末、初めての国家安全保障戦略とともに決定した13大綱は、向こう10年を見通して策定。

これを5年で前倒し改定したのは、16年の安全保障関連法の施行を受け、軍事への傾斜を強めるためである。



「宇宙、サイバー、電磁波といった新たな分野で競争優位を確立できなければ、これからのこの国を守り抜くことはできない。この冬に策定する防衛大綱では、これまでの延長線上ではない、数十年先の未来の礎となる防衛力のあるべき姿を示します」（2018年10月自衛隊観閲式で）

↓↓↓

甘いあんパンを装った激辛カレーパンなのではないのか！！

激辛カレーパンの中身は…

▽憲法に基づく専守防衛から逸脱する空母保有。

護衛艦「いずも」を空母化、垂直離着陸ができるF35Bを搭載 = **攻撃型空母**



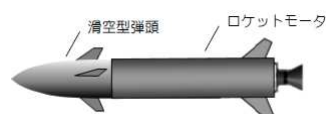
▽スタンド・オフ機能がある長射程ミサイルの導入。

JSM、JASSM、LRASM（長射程巡航ミサイル） = **長距離戦略爆撃機**



▽島しょ防衛用高速滑空弾（事実上の弾道ミサイル）

= **大陸間弾道ミサイル**



イージス・アショアの導入

米国との情報共有のさらなる進展

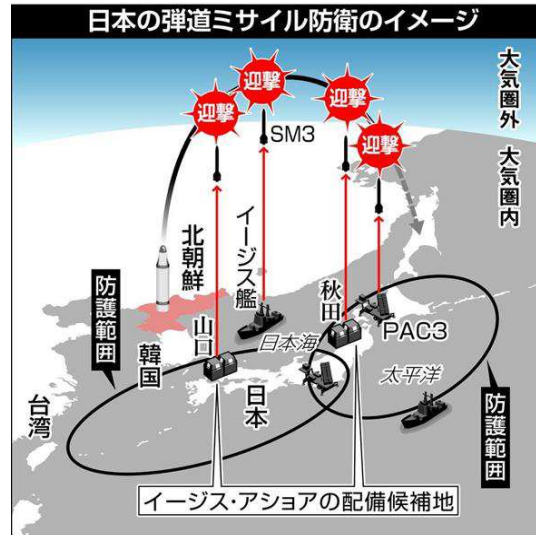
▽秋田市新屋演習場

▽山口県萩市むつみ演習場

※イージス護衛艦は4隻から8隻へ（アショアは不要では）

※高まる電磁波への健康被害の不安

※日ロ交渉の障害に（ロシアが警戒感）



中期防衛力整備計画

5年間の装備品などの調達規模は、過去最大の27兆4700億円。政府はコスト削減などで25兆5千億円に抑える方針だが、ほんとうに実現できるのか。

大綱、中期防のあった12月18日に閣議了解

「F35Aの取得数42機を147機とし、平成31年度以降の取得は、完成機輸入によることとする。

（略）新たな取得数のうち、42機については、短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機の整備に替え得るものとする」



閣議了解の問題点

その1) F35を105機追加するのは、F15戦闘機のうち改修不能な99機と入れ換えるため。だが、F15の退役時期は決まっていない。機体は廃棄か、もしくは武器輸出の候補となるほかない。

その2) 防衛省は、F4後継の42機分を国内で組み立てるため、防衛産業3社に1870億円を支払い、生産ラインを完成

価格は米政府が一方向的に決める対外有償軍事援助(FMS)方式。完成機の輸入より50億円以上も高い1機150億円の高値に。

高すぎるので国内組み立てを止め、米国からの輸入に切り換えるというのが閣議了解。米政府から購入する105機分の総額は安く見積もって1兆2000億円。

トランプ米大統領が嬉々として「日本がすごい量の防衛装備品を買ってくれる」と話したのはこのこと。

↓↓↓

日本政府は面白いように米政府のワナにはまり、米政府のいいなり

防衛大綱・中期防衛力整備計画のポイント

現状と今後の防衛力のあり方

現状

宇宙・サイバー・電磁波といった新領域の強化が死活的に重要

今後

新領域と陸海空の従来の領域を融合した「多次元統合防衛力」を構築

- ・宇宙 宇宙領域専門部隊を新設
- ・サイバー サイバー防衛能力の抜本的強化
- ・電磁波 相手のレーダーや通信を無力化する能力の強化
- ・事実上の海上自衛隊の「いずも」型空母化 護衛艦を改修し、短距離で離陸し、垂直着陸ができる戦闘機を運用



護衛艦「いずも」



戦闘機「F35B」

サイバー対処だって変だ

宇宙からの攻撃に対しての備えはゼロ。サイバー攻撃対処は遅れている。

自衛隊の回路は閉鎖されていたが、今後、米軍との情報共有を進めてインターネットに移行。サイバー攻撃に対して、瞬時に防御し、応戦する可能性も。

↓↓↓

シビリアン・コントロールは排除される？

例：安保法制の米艦防護

異例だった18大綱の道筋

自民党国防部会の「大綱提言」を丸飲み
「空母化」は自衛隊の要望ではなかった！

↑↑↑

▽大綱、中期防の原案策定は防衛省から国家安全保障会議と国家安全保障局へ

▽「政治主導」による安全保障政策の先鋭化、対米追従



背景に安保安法がある！

▽インド太平洋でのさらなる自衛隊の活用

▽次の米国による戦争で自衛隊の活用に道を開く

▽憲法改正へ向けての着実な一歩

安全保障関連法で可能になった自衛隊の活動

安全保障関連法案

平和安全法制整備法案

- ①武力攻撃事態法 (「存立危機事態」であれば「集団的自衛権」の行使が可能に)
- ②重要影響事態法 (周辺事態法を改定して行動範囲の地理的制約をなくす)
- ③自衛隊法 (存立危機事態、グレーゾーン事態への対応規定、武器使用を緩和)
- ④米軍等行動関連措置法 (米軍以外の外国軍隊も対象に)
- ⑤特定公共施設利用法 (米軍以外の外国軍隊も対象に)
- ⑥海上輸送規制法 (存立危機事態への対応)
- ⑦捕虜取り扱い法 (存立危機事態への対応)
- ⑧船舶検査活動法 (日本周辺の海域以外でも適用可能に)
- ⑨国家安全保障会議設置法 (存立危機事態などを審議の対象に)
- ⑩PKO協力法 (停戦監視などPKO以外にも業務拡大、駆け付け警護も)

国際平和支援法案

(外国軍隊の「後方支援」などのため自衛隊を派遣可能に)

10法案を一括改正

新法



安全保障関連法で実施された自衛隊の活動

- ①南スーダンPKO「駆け付け警護」「宿営地の共同防護」
- ②米軍防護（北朝鮮対策として）
- ③エジプト・シナイ半島でイスラエル、エジプト両軍の停戦監視活動をする「多国籍軍・監視団」（MFO）への派遣

安保法制がなければ、行われなかったこと…

- ④南シナ海における自衛隊初の単独訓練、日米共同訓練、多国間訓練
- ⑤イージス・アショアを配備することによる「ミサイル攻撃基地」としての活用策が浮上（米がINF条約を離脱したことによる影響）

↓↓↓↓↓

次項で①、②、④を詳しく解説します。

- ① 「駆け付け警護」が可能になった理由とは…
- 受け入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的にない。
（2014年7月1日閣議決定）

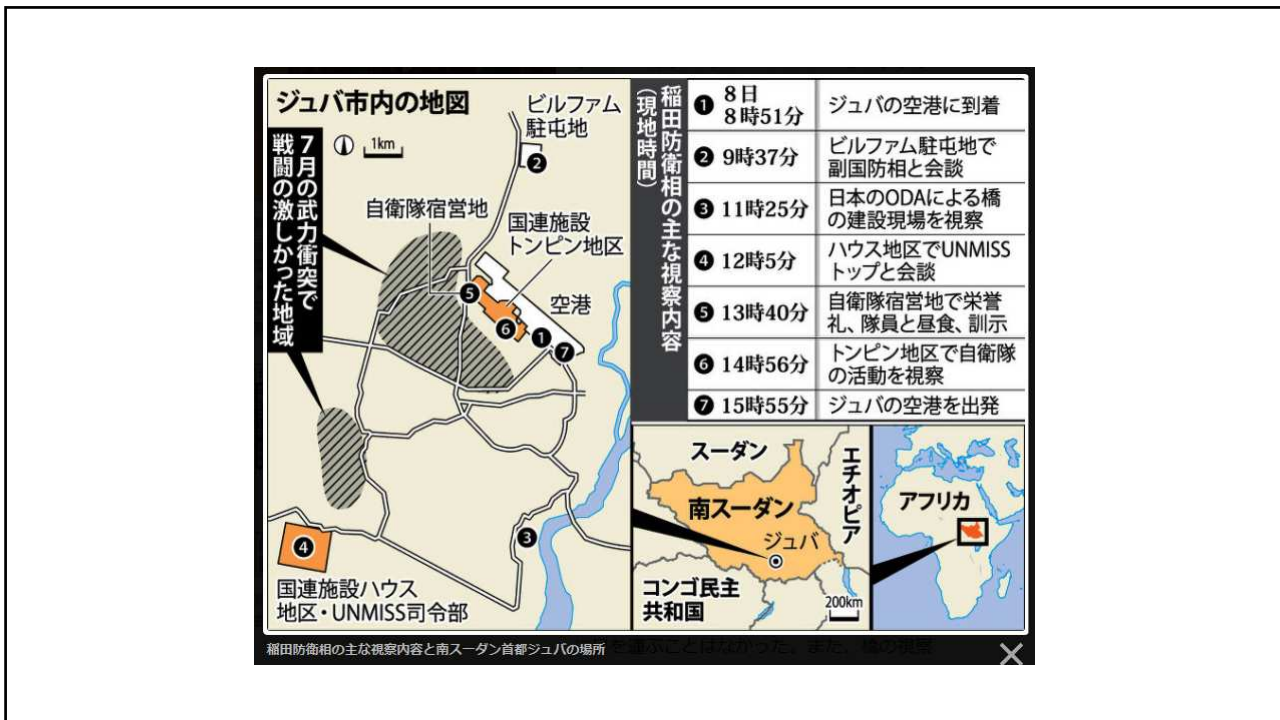
↑↑↑↑↑

※南スーダンPKOで、稲田朋美防衛相が現地部隊の日報に「戦闘」とありながら、「衝突」と言い換えた理由。



南スーダンPKO





日本政府の見解

「比較的、落ち着いている」（2016年10月8日、稲田朋美防衛相）

この結果、翌11月15日閣議決定で第11次隊に「駆けつけ警護」の新任務を付与

V S

国連の見解

情勢報告書（2016年8月12日～10月25日）

「『volatile（不安定な、流動的な）』状態が続いている。国全体の治安は悪化しており、とりわけ政府軍が反政府勢力の追跡を続けている中央エクアトリア州の悪化が著しい」（同州にはジュバが含まれる）

17年3月、突然の撤退命令、その背景は…

② 北朝鮮対策としての米軍防護が始まった

▽米艦艇防護、米航空機の防護

▽米艦艇への洋上補給（2017年4月～12月で17回。月2回のペース）

2018年1月22日の施政方針演説：安倍首相

「北朝鮮情勢が緊迫する中、自衛隊は初めて米艦艇と航空機の防護の任務に当たりました」と米軍防護を初めて公表。

中身は1年分の活動を国家安全保障会議（NSC）への報告後。公表はさらにその後なので、国民は1年以上も前に行った米軍防護を知る結果に。

しかも、2月のNSCへ「書面」で報告後、「それぞれ1件」とのみ発表。詳細は公表しないまま←NSCの結論が「特定秘密」だからか。

2017年は2件のみ

国名	警護対象 (自衛隊の警護主体)	合衆国軍隊等の「我が国の防衛に資する活動」別件数			
		弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動	我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して行われる輸送、補給等の活動	我が国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練	その他
アメリカ合衆国	艦艇 (艦艇)	0	0	1	0
	航空機 (航空機)	0	0	1	0

2018年は16件と8倍に増加（南北、米朝首脳会談があったにもかかわらず…）

国名	警護対象 (自衛隊の警護主体)	合衆国軍隊等の「我が国の防衛に資する活動」別件数			
		弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動	我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して行われる輸送、補給等の活動	我が国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練	その他
アメリカ合衆国	艦艇 (艦艇)	3	0	3	0
	航空機 (航空機)	0	0	10	0

(合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用)

第95条の2 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

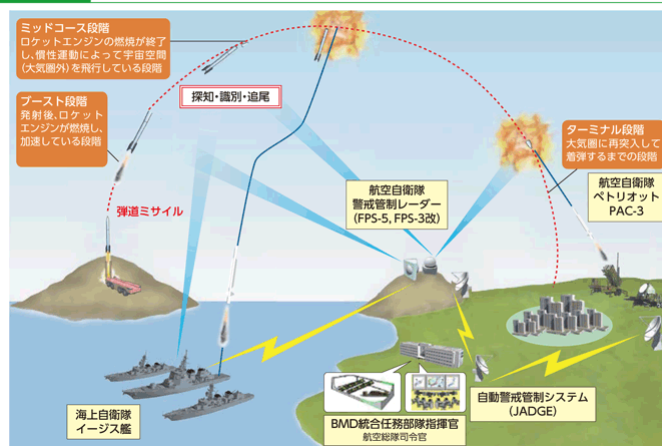
2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。

↑↑↑↑↑

主語が「自衛官」。政治家ではなく、自衛官の判断で集团的自衛権行使に踏み切ることができる。

ミサイル防衛システムのイメージ

図表Ⅲ-1-1-9 BMD整備構想・運用構想（イメージ図）



航空自衛隊の高射群

(下線はPAC2、PAC3混載 = 34基)

第1高射群 (入間)
第1高射隊 (習志野分屯基地)
第2高射隊 (武山分屯基地)
第3高射隊 (霞ヶ浦分屯基地)
第4高射隊 (入間基地)

第4高射群 (岐阜)
第12高射隊 (饗庭野分屯基地)
第13高射隊 (岐阜基地)
第14高射隊 (白山分屯基地)
第15高射隊 (岐阜基地)

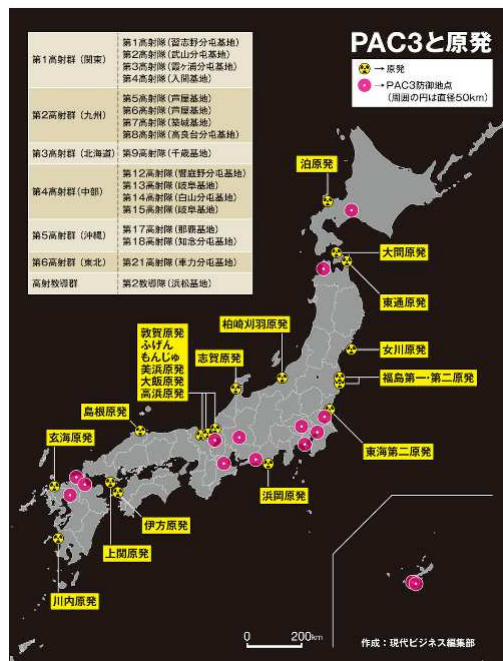
高射教導群 (浜松)
 第1教導隊、第2教導隊

第2高射群 (春日)
第5高射隊 (芦屋基地)
第6高射隊 (芦屋基地)
第7高射隊 (築城基地)
第8高射隊 (高良台分屯基地)

第5高射群 (那覇)
第16高射隊 (知念分屯基地)
第17高射隊 (那覇基地)
第18高射隊 (知念分屯基地)
第19高射隊 (恩納分屯基地)

第3高射群 (千歳)
第9高射隊 (千歳基地)
第10高射隊 (千歳基地)
第11高射隊 (長沼分屯基地)
第24高射隊 (長沼分屯基地)

第6高射群 (三沢)
第20高射隊 (八雲分屯基地)
第21高射隊 (車力分屯基地)
第22高射隊 (車力分屯基地)
第23高射隊 (八雲分屯基地)



米中「新たな冷戦」の始まり…

2018年10月4日、ペンス副大統領の演説。ワシントンの保守系シンクタンクで40分間。

「建国以来米国は中国人民の友であろうとし、中国共産党政府の改革・開放政策を後押しし、その経済発展と自由民主主義への移行を期待してきた」

「しかし、世界貿易機関（WTO）加盟後に中国の国内総生産（GDP）は9倍となったにもかかわらず、中国政府は強権的体質を強めている」と問題を列挙。

「海外企業への知的所有権供与の圧力、『中国製造2025』計画で示された先端的製造業を独占する意志、機密情報の窃取と軍備強化、国内の宗教諸派の弾圧、インフラ構築支援に名を借りた途上国での影響力拡大、ひいては米国内政に干渉し、反トランプ政権支援にまで手を染めている」

「もはや世界経済への参入を通じて中国を西側の価値観に同調させる『関与』政策の失敗は明らかで、トランプ政権が昨年末の『国家安全保障戦略』で示したように大国間競争を前提とした政策を採用する――」

ペンス演説の背景

① トランプ大統領と異なり、ペンス氏は共和党の支持基盤の一つのキリスト教保守派を代表する政治家。よく準備された演説を行ったのは米国内でこの方針がかなりの支持を集めていることを示すもの。米国の政策エリートには党派的対立を超えて対中警戒論が強まっており、分断著しい米政治において数少ない、政策的一致を見ているテーマとすら言える。

② 演説の包括性に特徴がある。この演説は貿易や南シナ海といった個別の問題より、中国政府の体質そのものを非難の対象としている。冷戦時代のソ連共産主義に対する敵対心まではいかないまでも、演説を読む限り米国の対中政策はもはや貿易面の対立に限られず、米中冷戦に半歩踏み出したと見るべきだろう。

両国の相違は根深いので大枠としては米中対立は長期化、構造化する可能性が高い。

(2018/10/14 毎日新聞「時代の風」より)

こうした米中対立の中で打ち出された「自由で開かれたインド太平洋戦略」
 2016年8月（安保法制施行の5カ月後）、ケニアで開いたアフリカ開発会議（TICAD）で安倍晋三首相は、インド洋と太平洋でつないだ地域全体の経済成長をめざす「自由で開かれたインド太平洋戦略」を打ち出した。自由貿易やインフラ投資を推進し、経済圏の拡大を進める。安全保障面での協力こそが本丸。法の支配に基づく海洋の自由を訴え、南シナ海で軍事拠点化を進める中国をけん制する狙いがある。



安倍首相が打ち出した「インド太平洋戦略」を受けて、海上自衛隊は、米国とインドの2カ国による共同訓練「マラバール」に毎年参加することとし、「マラバール」は日米印の3国共同訓練に格上げされた。

3カ国共同訓練となって最初の「マラバール」は17年7月、インド南部チェンナイ沖で行われた。中国の習近平国家主席が提唱した経済・外交圏構想「一帯一路」のうち、洋上の「一路」の途上にあるのがチェンナイ沖である。

米海軍、インド海軍とも空母を参加させており、中国側が「脅威」と受けとめる空母打撃群を構成する必要から、海上自衛隊は空母タイプの護衛艦「いずも」を参加させ、中国の潜水艦を想定した対潜水艦戦などを行った。



これにより、「日本防衛」にとどまっていた自衛隊が「インド太平洋の安定」にまで歩を進め、対中包囲網の一角を担うことになった。「専守防衛」を踏み越えかねない危うい方向転換だが、安全保障関連法の施行によって他国軍との共同行動が地球規模に広がり、実現したのがこの「マラバール」への参加である。



2018年の「マラバール」は米軍の当番となり、グアム島周辺で実施された。これでは中国に圧力をかけられない。海上自衛隊は「平成30年度インド太平洋方面派遣訓練部隊」を編成、護衛艦「かが」「いなづま」「すずつき」の3隻を8月から10月までの2カ月以上にわたり、インド洋や南シナ海へ派遣した。

先行していた3隻と追いかけてきた潜水艦「くろしお」が南シナ海で合流し、対潜水艦戦訓練を行った。日本からはるかに離れた南シナ海で本格的な戦闘訓練を実施したのは初めて。

南シナ海では、南沙諸島、西沙諸島の環礁を埋め立てて軍事基地化を進める中国に対し、米
国が駆逐艦などを両諸島へ派遣する「航行の自由作戦」を展開している。米中対立の最前線が南シナ海なのだ。この海への自衛隊の進出は、
米中対立に日本が進んで巻き込まれる意志を示したことになる。



海上自衛隊は今年4月、前年に続き、「平成31年度インド太平洋方面派遣訓練部隊」を編成、護衛艦「いずも」「むらさめ」を南シナ海へ派遣した。

5月には、米、印、比各海軍との間で、また米、仏、豪各海軍との間で計2回の4カ国共同訓練を実施。6月には米空母「ロナルド・レーガン」を含む米艦隊と日米共同訓練を実施した。

南シナ海で自衛隊は単独訓練、日米共同訓練、多国間訓練を繰り返している。

↑↑↑↑↑

これに対抗するように中国公船による尖閣諸島の接続水域（領海の外側約22キロ）への侵入が続き、6月14日までに過去最多の連続64日を記録した。一日置いてまた16日から侵入が始まり、断続的な侵入が続く。

7月には、中国が南シナ海で対艦弾道ミサイルの発射実験を実施。米空母への対抗措置とされるが、自衛隊も米軍と共同行動をとる以上、ミサイル発射のメッセージは日本へも向けられている。

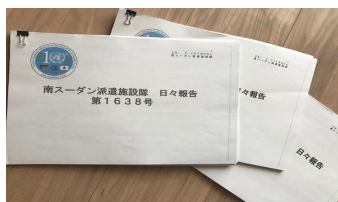
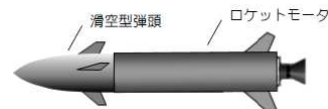
日本は米中対立に進んで巻き込まれる意志を示している。



わが国の防衛の基本政策（防衛白書より）

①専守防衛、②軍事大国とならないこと、③非核3原則、④文民統制の確保

2018年度防衛予算案には「敵基地攻撃」が可能な巡航ミサイルと島嶼防衛用高速滑空弾が登場。護衛艦「いずも」の空母化計画も浮上した。南スーダンPKOやイラク派遣の日報隠ぺいは文民統制に関わる問題



核兵器禁止条約交渉（2017年6月15日～）

核兵器禁止条約を巡る対立

2017年交渉開始に

*は事実上の核保有国を含む



国連総会第1委員会(軍縮)における核兵器禁止条約交渉開始決議の投票結果



第4次アーミテージレポート

アーミテージ元米国務副長官、ジョセフ・ナイ元米国防次官補らが主導するシンクタンク・戦略国際問題研究所（CSIS）が2018年10月3日、「21世紀における日米同盟の再構築」と題する提言を発表した。通称「アーミテージ・ナイレポート」は、日本政府や霞ヶ関の官僚たちにとっての政策立案のバイブルとされている。2000年、07年、12年に続き、今回は6年ぶり4回目。

日本政府への要求は…(次ページ)

↓↓↓↓↓↓

米軍と自衛隊の一体化を進める①日米統合部隊の創設、②自衛隊基地と在日米軍基地を日米が共同使用できるよう基準を緩和することを要求。基地の共有化により「戦闘効果、政治的持続可能性、資源効率を最大化させる」
「最終的には、在日米軍はすべて日本国旗の立つ基地から操作する必要がある。偶発的事態においても、民間の港湾や飛行場へのアクセスが必要となる」と主張。

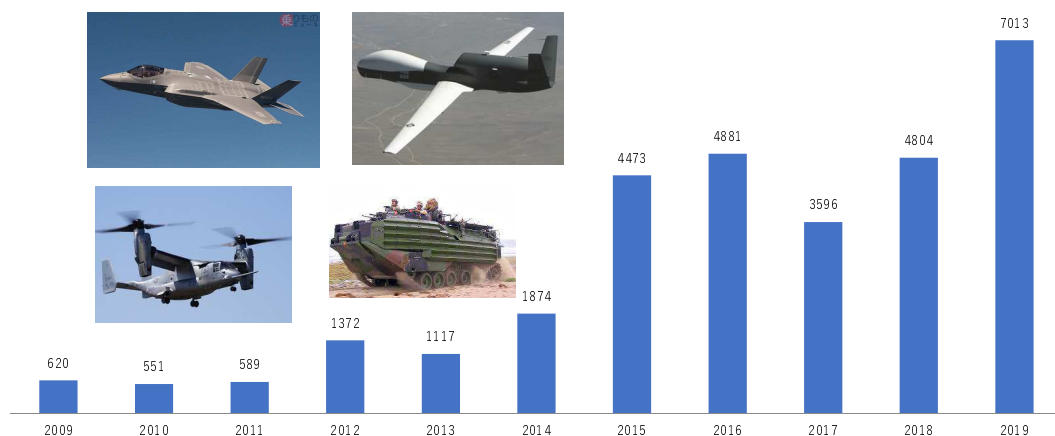
また現在の共同統合任務部隊では、米インド太平洋軍司令官が作戦指揮に加え米国防総省との調整役となっていることを「大きな負担だ」とし、③日本側がより主体的に関与することを求めた。

そのために「日本の指導者は、（合理化された）オーストラリア軍の構造をモデルとした独自の共同行動指令を作成し、日本の組織的、法的、歴史的、文化的特徴を考慮して修正するべきだ」と指摘している。

軍事的な日米の意志決定をより簡素化することを目的としており、④自衛隊が国内基準（憲法9条など）の縛りを受けることなく米軍の一部として相応の軍事的役割を担うこと、⑤自衛隊基地も民間施設もより自由に軍事使用できるように要求している。

安倍政権下で増え続ける米国製武器

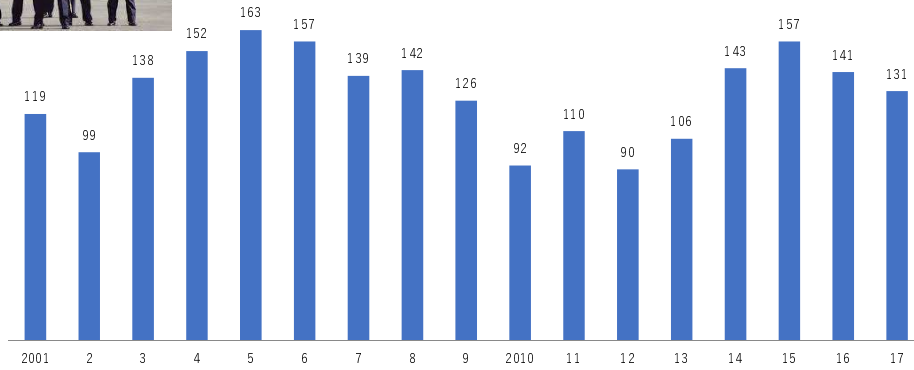
FMS調達額
(単位は億円)



防衛大学校や自衛隊から消えた学生、卒業生



退校 + 任官拒否 + 早期退職者の合計



←イラク派遣→

→安保法制→

憲法第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。（戦争の放棄）

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。（軍隊の不保持）（交戦権の否認）

↓↓↓

自民党憲法改正推進本部の有力案

9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

安倍改憲の狙い

Q 野党は「国民投票で自衛隊の存在を書き込む改正案が否決されたら、自衛隊の違憲性が確定する」と指摘しているが…

A 安倍首相は「たとえ否定されても自衛隊が合憲であることは変わらない」「肯定されても自衛隊の任務、権限は変わらない」と主張している。すると、国民投票で改憲案が承認されても否決されても「自衛隊は合憲」となり、憲法改定の必要性がなくなる。←← 850億円の無駄遣い？

安倍首相の狙いは、自衛隊を憲法に明記することで、違憲との批判が強い安全保障関連法を改定された憲法によって合憲とし、次の段階では自衛隊を「軍隊」つまり制限のないフルスペックの集団的自衛権の行使と多国籍軍への参加に踏み切ることにあるのではないか。

憲法に自衛隊を書き込むとどうなるの？

↓↓↓

自衛隊の権限が圧倒的に強化される

例・会計検査院が権限を有するのは憲法で明記されているから

〔会計検査〕

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

自衛隊に現れる変化…

- ①集団的自衛権行使など事実上の軍隊としての活動が拡大する
- ②隊員数を確保するため徴兵制を採用する
- ③予算を増額する
- ④今でさえ怪しい文民統制が後退する
- ⑤米軍との共同行動が増加する
(日米安全保障条約+憲法の2本立て)